

投資奨励委員会事務局 告示

P-2 / 仏暦2544年（2001年）（仮訳）

件名 原材料および副資材と合わせ、構成部品、備品、部品、その他の定義の改定増補

原材料および副資材と合わせ、構成部品、備品、部品、その他の定義の改定増補を妥当と見なし、投資奨励に関する規定による検討および実施に際して、明瞭性を生じさせるために、

仏暦2543年、投資奨励法（第2版）により増補改正された、仏暦2520年（1977年）投資奨励法、第13条に基づく権限により、事務局は、投資委員会からの権限の移譲を受け、ここに、投資委員会事務局告示、P-7 / 2542、原材料および副資材と合わせ、構成部品、備品、部品、その他の定義の件、第8項、および最終段を排除し、代わりに以下を使用するものとする。

8. 副資材とは、それ自体の特徴および形状が、機械あるいは原材料でないが、効率性、品質、標準をあげ、ロス率の減少、および製品生産の生産成果を得るために、生産、混合、あるいは加工生産のなかで、使用される必要があり、かつ消費されてしまうものを意味する。これに関して、使用の形態が、構成部品、備品、道具（工具）、あるいは用具と同一あるいは類似の特徴を有することがある。例えば、研磨材、磨き溶剤、潤滑油、鍍金液、半製品を磨くための鉄球あるいは非鉄金属球、チョーク、染色材料（Beaching Agent）、触媒、油、石炭、燃料、エネルギーなど

前項の原則は、事務局が許可を検討する指針と見なす一般的な場合であり、機械、原材料、あるいは副資材として考慮すべき材などの問題の場合には、当該製品の種類のために使用する状況に対応している一般的な原則にしたがい、長官を仲介者とする。

告示日 仏暦2544年（2001年）5月22日

署名 スタポン・カヴィタノン

投資奨励委員長官

この翻訳は、告示日2001年5月22日付の投資委員会事務局告示 P-2 / 仏暦2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。

